

## 平成22年度NEDO事業者説明会における質疑応答について

当機構では、平成22年2月8日から26日まで全国8会場にて平成22年度事業者説明会を開催しました。説明会での主な質疑応答を以下のようにまとめましたので、今後の事務処理等に役立てていただければ幸いです。

なお、一部説明会での回答と異なる部分がありますが、改めて当機構内で検討した結果を記載しておりますので、こちらを回答の確定版といたします。ご理解の程、よろしくお願い致します。

### ■ 「利用しやすいNEDO」に向けた対応

#### ①平成22年度以降における検査制度の効率化

問. 「自主点検リストの遵守」というのは、事業者が実施した結果ですべてが○(または非該当)であればよいのか。

回答: NEDOの検査員が判定を行って問題ないか、今後は問題なく実施できると判断できた場合に“適正”と判断させていただきます。

問. 判定結果は教えてもらえるのか。

回答: 判定の結果は担当の方にお伝えします。

問. 2年目以降の中間検査において、過年度分は検査されるのか。

回答: 検査対象としては、前年度の中間検査以降となります。

問. 「必要に応じて内容を問い合わせ等することがある」と書いてあるが、どのような書類が要求されるのか。

回答: 例えば、月別項目別明細表で「〇〇一式」とある場合にその内容が分かる書類や、健保等級証明書等については必要に応じて提出をお願いすることになります。

問. 自主点検リストは提出する必要があるのか。

回答: 検査終了後、コピーをNEDOの検査員にご提出下さい。

**⇒その後の検討の結果、原紙を提出していただくこととしました。(平成22年10月)**

問. 再委託先・共同実施先については、委託先が判定を行うのか

回答: 今回の制度は、NEDO と委託先の間で行うものであり、委託先が再委託先・共同実施先に対して判定を行う必要はありません。

## ②再委託先等の検査に係る旅費計上

問. 旅費について、金額や人数の上限はあるのか。

回答:特に上限は定めませんが、検査の内容に応じて適切な人数で行って下さい。

問. 経理責任者ではなく、実施計画書に登録されていない者でも検査員になれるのか。

回答:実施計画書に登録されていなくても構いません。

問. 再委託先が委託先に赴いて検査を受ける場合の旅費は認められるか。

回答:計上することはできません。

問. 出張報告や従事日誌などの書類は必要になるか

回答:必要ありません。

問. 課題設定型助成事業における委託先に赴いた経費も認められるか。

回答:委託事業における再委託先・共同実施先だけです。課題設定型助成事業は対象になりません。

## ③学会等参加費の運用見直し

問. 規程がないため、個別に差し引く金額を定めた場合は認められるか。

回答:毎回同じ額が引かれているか確認できないので、ルールを定めて下さい。

問. 日当から減額する規程となっている場合、計上する際に旅費と学会参加費のどちらから減額すればよいのか。

回答:規程等に従って減額されていれば、どちらでも構いません。

## ④「期間・率専従者」適用条件の緩和

問. 期間・率専従適用条件の緩和は、派遣社員についても適用されるか。

回答:「健保等級を有する」とは委託先の健康保険について述べているので、派遣社員については適用対象外となります。

## ■ 大学等向け契約制度の創設

問. 直接経費の4分類間の流用に制限はあるか。

回答:4分類は中項目としているので流用に制限はありませんが、実施計画書の内容と大きく異なる場合は担当部に相談して下さい。

問. 経費として認められない手当等とは何か。

回答: NEDOの経費として認められるか否かについては、一般事業者における月給額の算定基礎額に該当するか否か(平成21年度委託業務事務処理マニュアル p.97)を基本とします。  
なお、着任手当・退職手当等も対象にはなりません。

問. 従来健保等級をもっているかどうかで法定福利費を加算できるかどうかが決まっていたが、22年度以降はこの運用はなくなると考えてよいか。

回答: 大学向けの制度では実費による計上としておりますので、健保等級をもっていなくても計上は可能となります。

問. NEDO事業以外にも従事している(非専従)者の場合、有給休暇を按分してNEDO分を計上することは可能か。

回答: 非専従の場合、有給休暇を従事時間・日として計上することはできません。また、有給休暇分を按分して時間・日単価に算入することもできません。

問. NEDO事業に専従している場合でも、補助員について従事日誌に相当するものは必要か。

回答: 従事状況を確認するため、必要となります。

問. 大学が技術研究組合の組合員となっている場合、経費発生調書は一般・大学どちらの様式を使用するのか。また、間接経費率はどうなるのか。

回答: 技術研究組合として契約しているので、一般用の様式を使用していただきます。また、間接経費率は技術研究組合の値(10%)を上限とし、大学であっても組合の構成員として間接経費率は10%が上限となります。

## ■ その他の変更点

### ①割引航空運賃の利用について

問. 格安航空券やパック旅行を利用してもよいか。

回答: 利用していただいて結構です。

問. 正規割引運賃を利用したことを確認できる書類(正規運賃が分かるもの等)を用意する必要があるか。

回答: 正規割引運賃等である旨をご説明いただければ結構です。

問. 国内旅行において普通運賃を利用した場合に理由書は不要とのことだが、理由も聞かれることはないという理解でよいか。

回答: 検査時に理由をヒアリングさせていただくことはあります。

問. 会社で包括契約をしており正規割引運賃よりも安くなる場合でも、個別にチケットを購入する必要があるのか。また、正規割引運賃よりも安いことを証明するエビデンスは必要か。

回答: 正規割引運賃よりも安いのであれば、個別に購入していただく必要はありません。エビデンスもご用意いただく必要はありません。

問. 用務が予定より早く終了した場合に、予約していたものより早い便に変更する手続きにかかる料金は認められるか。

回答: やむをえない理由とは言えないので、認められません。

## ②委託契約手続きの簡素化

問. 約款改正の通知は、いつ頃どのようにされるのか。

回答: 事前にお知らせする予定にしています。また、年度の変わり目での変更は事業者説明会等でその内容や理由を十分ご説明させていただきます。

## ③業務委託契約約款の主な改正点

問. 業務委託契約約款について書かれているが、調査委託も同様に改正されるのか。

回答: すべての委託業務の約款について同様に改正します。

問. 知的財産権の移転等に関する変更について、すべての契約が対象になるのか。

回答: 平成21年4月1日以降の新規契約が対象となります。